平成２６年（フ）第５４６号
栃木県宇都宮市上大曽町329番地　笠間荘203
債務者　善林　達也
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７６号
栃木県宇都宮市竹林町100番地１　白山ハイツ東棟２－８
債務者　相馬　洋
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９６３号
東京都小平市学園西町１丁目８番22号サニーフラットＹ105
債務者　茂木　和子（旧姓加藤・中村）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５７３号
栃木県宇都宮市簗瀬町2564番地２　ボヌール301、前住所福岡県宗像市桜１丁目511番地11セントラル桜Ａ号
債務者　矢羽田亜紀
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２３０８号
東京都荒川区町屋５丁目17－６－209
債務者　奥田　一成
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３３０号
神奈川県相模原市中央区共和１丁目３－33－407
債務者　石井　正樹
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３３２号
東京都杉並区清水１丁目８－２－201
債務者　荒尾　和美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８８号
沖縄県宜野湾市新城２丁目25番13号
債務者　島袋美智子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第５４１号
静岡市葵区千代田２丁目２番10－307号
債務者　大木　久枝
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４２号
静岡市葵区千代田２丁目２番10－307号
債務者　大木多香子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６１号
静岡県島田市横井３丁目５番56号　コーポサイプレス406号室
債務者　平口　亨志
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８２号
静岡市駿河区西島114番地の２
債務者　小松　敏行
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６号
熊本県人吉市相良町1025番地１　高村住宅
債務者　地内まゆみ
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第５５３号
静岡県牧之原市坂部804番地２、旧住所静岡県牧之原市坂部3947番地６
債務者　河村　有香（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８８号
静岡市清水区三保3497番地の２
債務者　櫻田　勝
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部